

／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



令和6年2月6日

自治会の皆様へ

蔵持町里自治会

2月度自治会役員会議事録・連絡事項

日 時 令和6年2月4日（日）19:00～

場 所 里コミュニティーセンター

自治会長挨拶

お忙しい中、次期役員選出にかかわってお世話いただきご苦労様でした。余寒厳しき折、皆さま方には健康にご留意いただくとともに、年度末に向けてご協力をよろしくお願いします。

議題

① 定期総会・認定会について

定期総会は3月31日（日）午後13時30分～（役員は13時集合）。

認定会は3月17日（日）午後4時～（役員は2時集合）。監査委員は4時集合。

② 選考委員会について

1月28日（日）に発足した委員会で若山氏が選考委員長となり、次年度の4役が選考されました。

③ 新所有地の測量、登記化について

④ 自治会内規（案）について

規約で「別に定める」とした項目や規約に明記されていない内部での取り決めなどを、規約第40条に基づき、内規としてまとめる必要があります。現在役員会で成文化する作業を行っており、年度末総会で確認できればと思っています。

⑤ まちづくり委員会より

- 定例総会 5月15日（持ち方については次回委員会で決定します。）
- 次年度に向けて体制づくりを進めています。メンバーの交代など皆様方のご協力をよろしくお願いします。
-

⑥ その他連絡・報告事項

- 自治会退会の件
- 旧松山酒造所有の農地について 手紙やメールで関係者に対応を求めています。今後のことは次期役員に引き継がれます。
- 中央浄化センターの維持管理作業に伴う臭気測定報告（【回覧】）
-
- 市委託事業 7組 → 1組の交代となります。

【回覧】「蔵持市民センターだより」「蔵小だより」「学校 NEWS」「ライン友達募集中」
「2024 年度巡回まちの保健室」「」

次回役員会 3月3日（日） 19：00～

①今年度の定期総会について ②まちづくり委員会より ③その他

2 月度自治会役員会事項書

自治会長挨拶

議題

1 定期総会・認定会について

定期総会は3月31日（日）午後13時30分～（役員は13時集合）。

認定会は3月17日（日）午後4時～（役員は2時集合）。監査委員は4時集合。

2 選考委員会について 1月28日（日）発足

選考委員長から報告

3 新所有地の測量、登記化について

4 自治会内規（案）について （別紙）

5 まちづくり委員会より

○ 総会 総会は5月12日（日）19:00～

○ 次年度に向けてのメンバー交代等体制づくり

○

6 その他連絡・報告事項

○ 自治会退会の件

○ 松山ともひで氏へのSM （別紙資料）

○

次回役員会 3月3日（日）19:00～

①今年度の定期総会について ②まちづくり委員会より ③その他

<2/4 役員会資料>

結局、1月に出した飛田氏宛の手紙にも、今回の松山ともひで氏宛のSMにも返信なし。今後は、土地基本法の改定で今年4月以降相続登記を怠っている地権者には罰則が適用され罰金が課せられるが、それに対する反応を見ることになる。国からの通知は先ず飛田氏に行くだろうが、共有名義者の松山氏にまで行くかどうか。

飛田氏と松山氏はお互い口も利かないということであり、罰金が少額ということもあって、すぐに反応は期待できないかもしれない。

松山ともひで氏へのショートメール

1月21日（日）14:38 発信

松山ともひで様

ご無沙汰しています。昨年夏、長慶寺でお会いした里自治会の岩本です。

松山様におかれましては、この度の大地震で大変な経験をされたのではないかとお察ししています。大過なかったことをお祈りしています。

さて、この間に。私どもの任期もあとわずかという時期を迎えました。今後は次の役員に引き継いでいくことになりますが、懸案事項について一定お話を進められたらと思っています。

前回現地確認いただいた農地（松山惇子氏名義）につきましては、先ずもって相続登記が必要です。地目が田なので共有での登記はできず、松山様か飛田様のどちらかの名義で登記していただく必要があります。この間、差し当たって先ず飛田様にご意向を伺う手紙を差し上げました。しかし、飛田様からは結局お返事をいただけませんでした。察するに飛田様はそうした農地の登記は拒んでおられるようです。

つきましては、何とか松山様の方で相続登記していただけないでしょうか。松山様としても農地の管理がご負担なら、その後のことにつきましては手続き（農業委員会の関係もありこちらでしか登記手続きができないそうです）のことも含めどんなことでも相談させていただきます。ご検討の程よろしくお願いします。

里自治会長 高山正之、 同書記 岩本哲夫

（参考） 飛田康子氏宛手紙 （10/1 役員会資料より） 10月初旬に送付

拝啓

ご無沙汰しております。以前電話で失礼致しました蔵持町里自治会会長の高山正之です。地域環境の整備・保護に責任の一端を負う自治会として、区で出ている問題への対応を求められることもあり、改めてお手紙を差し上げることになりました。どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、前にお話しさせていただいた里3322番地の農地についてですが、飛田様としてはそうした土地とは一切関わりを絶つような措置を弁護士に依頼して講じられたと承っています。そこで、私どもとして松山哲様の方に連絡を取らせていただいたところ、たまたま最近になってやっと哲様の御長男である松山ともひで様とお話をする機会を得ました。

ともひで様の話では、父に聞いてもよくわからないし、自分が把握している限りそういう所有地はないとのことでした。

念のため、先日法務局で確認したところ登記状況は変化なし（北海道の松山惇子氏の所有のまま）となっています。これについては、以前私どもの勘違いで、不正確なことを電話で申し上げたかもしれず申し訳なく存じます。区内でいろんな人たちから話を聞き、司法書士にも相談したところ現況次のような問題が浮かび上がりました。

一つは同土地が長年に渡って相続登記が行われていないのではないかという問題です。その場合、最近の法改定で登記が義務化されたことにより、それを怠ると2024年以降は過料が課されるということになっています。（新しい土地基本法は、地権者の管理責任や地方自治体の責任が明文化されるなど重要な改定になったと言われています。）

法定相続人は飛田康子様か松山哲様になるのではないかと推察いたしますが、所有地が田という地目であることから厄介な問題が生じます。司法書士によると、この場合、法定持ち分に基づく共有名義でなく、とりあえずはどなたかの単独所有として相続していただくのが現実的とのことでした。ただ、農業委員会が関わっている等の問題もあり、手続きや処理を引き受けてくれる司法書士等は北海道や金沢では見つからないかもしれません。

遠方にお住まいの飛田様にとっては、当該土地のことでいつまでも煩わされるのは堪らない、というお気持ちかと察せられます。松山ともひで様も同様のご事情かと見受けられ、そのことは、私どもにとっても心苦しいことです。

とは言え、私どもとして、生き物である自然が管理されないままどんどん劣化し荒れていくのを放置することはできません。何とか対策を講じなければなりません。そのために水利組合や土地改良組合とも相談していますが、自治会が調整役となって解決策を探るしかないのかな、と思っています。飛田様との率直な意見交換により何とかその糸口でも見いだせないものか、との思いでお手紙を差し上げた次第です。何卒よろしくお願いします。

敬具